

千趣会 仕事と育児の両立支援制度一覧

期間	支援 ・ 制度	内容
妊娠中	妊婦者休暇	20日取得可能な特別休暇。つわり・通院などに利用でき、半日単位で取得できる。
	妊婦者の労働時間の短縮	通勤ラッシュを避けるなどの母体保護の理由で、1日2時間まで労働時間を短縮できる。
	通院時間の確保	定期健診などで通院に必要な時間、取得が可能。
出産期	産前産後休業	産前6週、産後8週の休業。
	ハローベビー休暇	3日取得可能。配偶者の出産時の入退院・出産の立会いなど、子どもの誕生前後に利用できる特別休暇。半日単位で取得できる。
	トッポからのお祝い	会社から子どもが生まれた社員に、トッポからのメッセージとともに、カタログギフトが贈られる。
育児休業期	育児休業	2歳の誕生日前日まで3回に分割して取得可能。※育児休業奨励期間あり(5日間は有給)
	出生時育児休業	子どもの出生後8週以内のうち、4週間を限度として取得可能。
職場復帰後	育児時間	子どもが1歳の誕生日前日まで、1日2時間の範囲内で取得が可能。
	育児短時間勤務	小学校就学までは1日2時間、小学校3年生の年度末までは1日1時間の範囲内で労働時間の短縮が可能。
	時差出勤	小学校3年生の年度末まで、1日2時間の範囲内で始業時間の繰上げ繰下げをすることが可能。
	時間外労働の免除と制限	小学校3年生の年度末まで、1ヵ月24時間・1年150時間を超える時間外労働の制限と免除が可能。
	深夜業の免除	小学校3年生の年度末まで、深夜業の免除が可能。
	ベビーシッター補助	ベビーシッター利用時の費用負担の一部を補助。
	子の看護休暇	子どもの看護や予防接種等のために、小学校就学前の子ども1人につき年5日、2人以上であれば年10日取得が可能な休暇。時間単位での取得も可能。
妊娠～ 復帰後まで	サポーター制度	人事部スタッフが仕事と妊娠～育児の両立についてアドバイザーとして上司と本人をサポートし、各種手続き、復帰までの職場準備を行う制度。
	両立支援マニュアル	育児と仕事について本人制度編、メンタル面もカバーする本人サポート編、上司編、同僚編、パパになる男性編と属性ごとに確認できる。

千趣会 仕事と介護の両立支援制度一覧

介護期	介護休業	対象家族1人につき通算1年間の範囲内で3回を上限として取得可能。
	介護短時間勤務	利用開始の日から3年の間において3回までの範囲内で、1日2時間まで労働時間の短縮が可能。
	時差出勤	1日2時間の範囲内で始業時間の繰上げ繰下げをすることが可能。
	時間外労働の制限と免除	1ヵ月24時間・1年150時間を超える時間外労働の制限と免除が可能。
	深夜業の免除	深夜業の免除が可能。
	介護休暇	対象家族1人につき年5日、2人以上であれば年10日取得が可能な休暇。時間単位での取得も可能。

育児制度関連の利用イメージ

